

令和8年4月1日から

## **豊明市民生委員・児童委員協力員制度が始まります**

民生委員・児童委員（以下、「民生委員」といいます。）は、地域住民の身近な相談相手として、地域の見守りや関係機関への橋渡しなど、地域福祉の担い手としてさまざまな活動を行っています。

しかしながら、少子高齢化の進展による核家族化や単身世帯の増加、地域課題の複雑化・複合化などにより、民生委員の重要性が増す一方で、負担の増加や担い手不足の問題が生じてきています。

そこで本市は、民生委員の負担軽減や担い手不足の解消を図るため、民生委員活動のサポートを行う『豊明市民生委員・児童委員協力員』制度を導入します。

### **■制度の概要**

民生委員の負担の軽減を図ることを主な目的として、民生委員・児童委員協力員を設置できる制度で、当該協力員は、民生委員活動の一部を補佐、協力する役割を担います。

民生委員が候補者を選び、「地区民生児童委員協議会長」に設置を要請します。

要請を受けた会長が、必要性・適格性を判断して「地区会長連絡会」で協議のうえ、市長に推薦し、市長が委嘱します。

### **■配置人数**

必要に応じて民生委員1人につき、1人の協力員を配置することができます。

※ただし、民生委員の判断によるもので強制ではありません。

### **■活動の内容**

民生委員の指示・指導のもと、活動の補佐（見守りや訪問活動、地域行事、会議等への参加など）を行い、その内容について、毎月、民生委員を通じて市長へ報告します。

※活動の際は「豊明市民生委員・児童委員協力員身分証明書」を携帯します。

※あくまでも活動の核になるのは、民生委員です。

### **■協力員の年齢要件**

原則18歳以上78歳未満の者とします。

### **■活動費**

活動にかかる実費弁償相当額として、月額2,000円を支給します。

※ただし、活動実績のない月は、支給はありません。

### **■任期**

補佐する民生委員の任期に準じます（ただし、再任は可能です）。

<問合せ先>地域福祉課 福祉連携係（☎0562-92-1119）